

私立学校地震対策緊急整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校専門課程及び専修学校高等課程（以下「私立学校」という。）の校舎（幼稚園の園舎を含む。）及び屋内運動場（以下「建物」という。）の地震に対する安全性を確保するため、私立学校地震対策緊急整備事業を行う学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 経費所要額調書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 建物の設置場所の変更（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物の規模、構造又は用途の変更（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費等の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 補助額に変更が生じる変更
 - (イ) 補助事業に要する経費の20%を超える変更
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らな

なければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第5 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書 (様式第5号)
- イ 変更経費所要額調書 (様式第2号)
- ウ 変更事業計画書 (様式第3号)
- エ 変更収支予算書 (様式第4号)

第6 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第6号)
- イ 経費所要額精算書 (様式第2号)
- ウ 事業実績書 (様式第3号)
- エ 収支決算書 (様式第4号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月19日以降に申請書を受理した補助金について適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金に適用する。

附 則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成25年8月2日以降に申請書を受理した補助金について適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

事業の区分	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
私立学校建築物耐震改築事業	<p>地震に対する安全性を確保するために行う私立学校(専修学校専門課程及び専修学校高等課程を除く。)の建築物の改築及び敷地の変更を伴う新築事業に要する工事費(国庫の補助の対象となつた経費を除く。)とする。ただし、次に掲げる要件を備える改築事業で、補助基準額が1億円(ただし、幼稚園にあつては1,000万円)以上のものとする。</p> <p>1 平成8年度から令和4年度までに建築工事を着工するもの。</p> <p>2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づいて作成された市町村地域防災計画における避難所(以下「避難所」という。)として指定されている私立学校又は市町から避難所の指定についての要請があつた場合に受入れの可能な私立学校におけるもの。</p> <p>3 地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる建築物を改築するもの。</p> <p>なお、地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる建物とは、昭和56年5月31日以前に建築された建物又は同日において工事中であつた建築物のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 耐震診断において改築を要するとされる基準を満たすもの。</p> <p>(2) 耐震診断において補強を要するとされる基準を満たすもののうち、申請する年度中に建築後30年を経過することとなるもの又は補強することが不適当であつて改築が必要であると知事が認めるもの。(以下「特例改築」という。)</p>	<p>補助基準額は、建築物の補助対象面積に補助単価を乗じて得た額とする。</p> <p>1 補助対象面積 改築対象となる建築物のうち、地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる部分の面積と、実施工事面積(地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められない部分を取り除く)との合計面積を、その面積を除いた面積)とのいずれか少ない面積とする。</p> <p>2 補助単価 別途通知する建築物の構造区分ごとの1平方メートル当たりの基準単価と、補助対象経費を実施工事面積で除して得た額とのいずれか低い額とする。</p>	<p>1 高等学校、中学校及び小学校の場合 補助基準額に応じて付表1のとおりとする。(大規模地震により倒壊の危険性が高い建物については付表1-2のとおりとする。)ただし、複数年度にわたる事業の場合は、補助額を全体事業に対する当該年度分の割合に応じて按分して得た額とする。</p> <p>2 幼稚園の場合 補助基準額に応じて付表2のとおりとする。(大規模地震により倒壊の危険性が高い建物については付表2-2のとおりとする。)</p> <p>ただし、特例改築にあつては、上記1、2で算出した額と改築対象面積×比較補強単価(別途通知する単価)×地震による1/5で算出した額と比較していずれか少ない額とする。</p>

<p>私立学校建築物耐震補強事業</p>	<p>地震に対する安全性を確保するために行う私立学校の建物（木造を除く。）の補強工事に要する工事費並びに当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費（国庫の補助の対象となつた経費を除く。）とする。</p> <p>ただし、次に掲げる要件を備える補強事業で、補助基準額が400万円以上のものとする。</p> <p>なお、当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費については、前年度に実施した分についても対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年度から令和4年度までにおいて、単年度で補強工事を実施するもの。 2 避難所として指定されている私立学校又は市町村から避難所の指定についての要請があつた場合に受入れの可能な私立学校におけるもの。 3 地震に対する安全性を確保するため補強が必要と認められる建築物を補強するもので、補強後に耐震性能が必要補強基準を満たすこととなるもの。 <p>なお、地震に対する安全性を確保するため補強が必要と認められる建物とは、昭和56年5月31日以前に建築された建物又は同日において工事中であつた建物のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断において補強を要するとされる基準を満たすもの。 (2) 耐震診断において補強を要するとされる基準を満たさなくとも、補強することが必要であると知事が認めるもの。 	<p>建物の耐震補強事業に要する工事費並びに当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費の合計額</p>	<p>補助基準額の5分の1以内（大規模地震により倒壊の危険性が高い建物については補助基準額の3分の1以内）</p>
<p>私立学校建築物応急対策事業</p>	<p>地震に対する安全性を確保するために行う私立学校の建物の応急的な補強工事に要する工事費並びに当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費（国庫の補助の対象となつた経費を除く。）とする。</p> <p>ただし、次に掲げる要件を備える応急対策事業で、補助基準額が400万円（ただし、幼稚園にあつては200万円）以上のものとする。</p> <p>なお、当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費については、前年度に実施した分についても対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度から令和4年度までにおいて、単年度で補強工事を実施するもの。 	<p>建物の応急対策事業に要する工事費並びに当該工事に係る補強計画策定費及び実施設計費（実施設計費については、工事費の1%以内とする。）の合計額</p> <p>ただし、工事費は補助対象面積（当該補強工事により、建物の倒壊を防ぎ、生徒等が避難できる時間を確保しうる強度を得た延べ面積）に基準単価（別途通知する単価）を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>なお、1学校当たり次の額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校、中学校、小学校、専修学校専門課程及び専修学校高等課程の場合 1億円 2 幼稚園の場合 5,000万円 	<p>補助基準額の3分の1以内</p>

	<p>2 地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる建物を補強するもの。 なお、地震に対する安全性を確保するため改築が必要と認められる建物とは、昭和56年5月31日以前に建築された建物又は同日において工事中であった建物のうち、耐震診断において改築を要するとされる基準を満たすものをいう。</p>		
<p>私立学校建築物非構造部材耐震対策事業</p>	<p>地震に対する安全性を確保するために私立学校の建築物の非構造部材の耐震対策に要する工事費並びに当該工事に係る耐震点検費及び実施設計費(国庫の補助の対象となつた経費を除く。)であつて、次に掲げる要件を備えるものとする。 なお、当該工事に係る耐震点検費及び実施設計費については、前年度に実施した分についても対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度から令和4年度までにおいて、単年度で非構造部材の耐震対策工事を実施するもの。 2 地震に対する安全性を確保するため対策が必要と認められる非構造部材の耐震対策工事。 3 専修学校専門課程にあつては、非構造部材耐震対策事業の補助基準額が300万円以上のも(平成26年度から令和4年度までに限る。) 	<p>建築物の非構造部材の耐震対策事業に要する工事費並びに当該工事に係る耐震点検費及び実施設計費の合計額 なお、高等学校、中学校及び小学校にあつては、1学校当たり2億円を限度とする。</p>	<p>補助基準額の5分の1以内</p>

附表 1

補助基準額	補助額
1 億円以上 2 億円未満	1,000万円
2 億円以上 3 億円未満	2,000万円
3 億円以上 4 億円未満	3,000万円
4 億円以上 5 億円未満	4,000万円
5 億円以上 6 億円未満	5,000万円
6 億円以上 7 億円未満	6,000万円
7 億円以上 8 億円未満	7,000万円
8 億円以上 9 億円未満	8,000万円
9 億円以上 10 億円未満	9,000万円
10 億円以上 11 億円未満	1 億円
11 億円以上 12 億円未満	1 億 1,000 万円
12 億円以上 13 億円未満	1 億 2,000 万円
13 億円以上 14 億円未満	1 億 3,000 万円
14 億円以上 15 億円未満	1 億 4,000 万円
15 億円以上 16 億円未満	1 億 5,000 万円
16 億円以上 17 億円未満	1 億 6,000 万円
17 億円以上 18 億円未満	1 億 7,000 万円
18 億円以上 19 億円未満	1 億 8,000 万円
19 億円以上 20 億円未満	1 億 9,000 万円
20 億円以上	2 億円

附表 1 - 2

補助基準額	補助額
1 億円以上 2 億円未満	1,500万円
2 億円以上 3 億円未満	3,000万円
3 億円以上 4 億円未満	4,500万円
4 億円以上 5 億円未満	6,000万円
5 億円以上 6 億円未満	7,500万円
6 億円以上 7 億円未満	9,000万円
7 億円以上 8 億円未満	1 億 500 万円
8 億円以上 9 億円未満	1 億 2,000 万円
9 億円以上 10 億円未満	1 億 3,500 万円
10 億円以上 11 億円未満	1 億 5,000 万円
11 億円以上 12 億円未満	1 億 6,500 万円
12 億円以上 13 億円未満	1 億 8,000 万円
13 億円以上 14 億円未満	1 億 9,500 万円
14 億円以上	2 億円

附表 2

補助基準額		補助額
1,000万円以上	2,000万円未満	200万円
2,000万円以上	3,000万円未満	400万円
3,000万円以上	4,000万円未満	600万円
4,000万円以上	5,000万円未満	800万円
5,000万円以上	6,000万円未満	1,000万円
6,000万円以上	7,000万円未満	1,200万円
7,000万円以上	8,000万円未満	1,400万円
8,000万円以上	9,000万円未満	1,600万円
9,000万円以上	1億円未満	1,800万円
1億円以上	1億1,000万円未満	2,000万円
1億1,000万円以上	1億2,000万円未満	2,200万円
1億2,000万円以上	1億3,000万円未満	2,400万円
1億3,000万円以上	1億4,000万円未満	2,600万円
1億4,000万円以上	1億5,000万円未満	2,800万円
1億5,000万円以上	1億6,000万円未満	3,000万円
1億6,000万円以上	1億7,000万円未満	3,200万円
1億7,000万円以上	1億8,000万円未満	3,400万円
1億8,000万円以上	1億9,000万円未満	3,600万円
1億9,000万円以上	2億円未満	3,800万円
2億円以上		4,000万円

附表 2 - 2

補助基準額		補助額
1,000万円以上	2,000万円未満	250万円
2,000万円以上	3,000万円未満	500万円
3,000万円以上	4,000万円未満	750万円
4,000万円以上	5,000万円未満	1,000万円
5,000万円以上	6,000万円未満	1,250万円
6,000万円以上	7,000万円未満	1,500万円
7,000万円以上	8,000万円未満	1,750万円
8,000万円以上	9,000万円未満	2,000万円
9,000万円以上	1億円未満	2,250万円
1億円以上	1億1,000万円未満	2,500万円
1億1,000万円以上	1億2,000万円未満	2,750万円
1億2,000万円以上	1億3,000万円未満	3,000万円
1億3,000万円以上	1億4,000万円未満	3,250万円
1億4,000万円以上	1億5,000万円未満	3,500万円
1億5,000万円以上	1億6,000万円未満	3,750万円
1億6,000万円以上		4,000万円

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

私立学校地震対策緊急整備事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名

年度において私立学校地震対策緊急整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

建物の名称・用途	改築対象建物(旧建物)					実施工事に係る建物(新建物)					補助単価 I(F又はHの少ない方) (円)	補助基礎単価 H (円)	補助対象面積 (㎡)	補助基礎額 (G×I) (千円)	補助額 (J(G×I)/1,000) (千円)
	建築完了 年月日	全体面積 (㎡)	改築必要面積 (㎡)	耐震診断結果 及び経過年数	建物の名称・用途	構造・階数	建物面積 (㎡)	全体工事費 (千円)	補助対象経費 (千円)	実施単価 F(E/C) (円)					
合計	—	A	B	—	—	C	D	E	—	G(又はC-(A-B)の少ない方)	—	J(G×I)/1,000	K		

(特別改築の場合)

改築必要面積 (㎡)	比較補助単価 (円)	補助基礎額 (千円)	補助率	補助算定額 (千円)	上記Kの額 (千円)	補助額 (PとQを比較して少ない方) (千円)
L	M	N(L×M)/1,000	O 1/5	P(N×O)	Q	R

(複数年度工事の場合)

補助額 (千円)	当年工事割合 T (%)	補助金所要額 (K又はS)×T (千円)
S		

(注) 1 同一年度内に複数校について工事を施行する場合は、原則として学校単位に別業とするが、工事費が明確に区分できない場合又は施設を共用する併設校の建物を併せて取築する場合は、1業とし、合算して計算する。
 2 建物については、棟単位に欄を変えて記入すること。

- 旧建物における棟単位とは、耐震診断上の棟単位をいい、見かけ上1棟であっても増築等で一部構造及び建築年次が異なり耐震診断を複数棟として行った場合はそれぞれに分けて記入すること。
- 新建物においては、構造区分が同一の場合は、全体工事費から右欄を合算で記入すること。また、構造区分の異なるものがあるときは、Hの基準単価は高い方の単価を優先して適用するが、その単価の構造区分の実施面積が補助対象面積を超える部分については、次に高い単価を適用する。
- 旧建物の全体面積及び改築必要面積の欄には、取り壊しをしない面積を含まないこと。
- 面積については1㎡未満を、千円単位で記入する金額については1円未満をそれぞれ切り捨てること。
- 複数年度工事の場合Lの場合Lの当年工事割合Jは、当該申請年度末の工事の進捗割合(補助対象経費に占める当該申請年度の同経費に対する支払いの割合が下回るときは、これを限度とする。)を記入する。ただし、割合については、少数第3位を切り捨てること。また、工事最終年度の割合は、過年度の進捗割合を差し引いた割合を用いる。
- 変更経費所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の額を下段に記載すること。

(私立学校耐震補強事業の場合)

経費所要額調書 (変更経費所要額調書、経費所要額精算書)

学校名

建物の名称・用途	補助対象建物			全体事業費					補助基準額					補助率	補助額 (千円)	備考
	構造・階数	建築完了 年月日	耐震診断結果 耐 (㎡)	工事費 (千円)	補強計画費 (千円)	突設設計費 (千円)	合計 (千円)	工事費 (千円)	補強計画費 (千円)	突設設計費 (千円)	合計 (千円)	突設設計費 (千円)	合計 (千円)			
合計							A					C		D	E (C×D)	

(注) 1 同一年度内に複数校については、原則として学校単位に別業とするが、工事費が明確に区分できない場合は施設を共有する併設校の建物を併せて補強する場合は、1業とし、合算して計算する。
 2 補助対象建物については、棟単位に欄を変えて記入すること。
 ・棟単位とは、耐震診断上の棟単位をいい、見かけ上1棟であっても増築等で一部構造及び建築年次が異なり耐震診断を複数棟として行った場合はそれぞれに分けて記入すること。
 3 面積については1㎡未満を、千円未満を、千円未満をそれぞれ切り捨てること。
 4 補助基準額におけるBの「工事費」は、補助対象となる工事費のみを記入する。
 5 変更経費所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の額を下段に記載すること。

建物の名称・用途	補助対象建物				全体事業費						補助基準額				補助率	補助額	備考
	建設年度	構造・階数	建築完了年月日	積算面積 (㎡)	工事費 (千円)	補助内総額 (千円)	補助内総額 (千円)	実施設計費 (千円)	合計 (千円)	工事費 (千円)	補助内総額 (千円)	実施設計費 (千円)	合計 (千円)	補助額			
合計							A		B		C	D	E	F (D×E)			

- (注) 1 同一年度内に複数校について工事を施行する場合は、原則として学校単位に別課とするが、工事費が明確に区分できない場合は、併設を共有する併設校の建物を併せて補給する場合は、1課とし、合算して計算する。
- 2 補助対象建物欄については、棟単位を欄を変えて記入すること。
- 3 棟単位とは、耐震診断上の棟単位をいふ、見かけ上1棟であっても増築等で一部構造及び建築年次が異なり耐震診断を複数の棟として行った場合はそれぞれに分けて記入すること。
- 4 面積については1㎡未満を、千円単位で記入する金額については千円未満をそれぞれ切り捨てること。
- 5 補助基準額におけるBの「工事費」は、補助対象となる工事費のみを記入する。また、Cの「実施設計費」はBの1%を限度とする。
- 6 変更経費所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に記入し、変更後の額を下段に記載すること。

建物の名称・用途	全体事業費					補助基準額					補助率	補助額 (千円)	備考		
	工事 費 (千円)	耐震 費 (千円)	震 点 検 査 費 (千円)	実 施 設 計 費 (千円)	合 計 (千円)	工 事 費 (千円)	耐 震 点 検 査 費 (千円)	実 施 設 計 費 (千円)	合 計 (千円)	補 助 額 (千円)					
合計						A			B	C	1/5	D (B×C)			

(注) 1 補助基準額におけるAの「工事費」は、補助対象となる工事費のみを記入する。

2 変更経費所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の額を下段に記載すること。

様式第3号(その1) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(私立学校耐震改築事業の場合)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

学 校 法 人 名					
法 人 所 在 地					
学 校 名					
学 校 所 在 地					
敷地状況	面 積				m ²
	所有関係				
事 業 名					
旧建物取壊し完了(予定)年月日		年 月 日	建物状況 (新建物)	構造階数	
契約(予定)年月日		年 月 日		建築面積	m ²
着工(予定)年月日		年 月 日		建物面積	m ²
完了(予定)年月日		年 月 日			
補助対象工事年度別状況		年度	年度	年度	合 計
内 訳	工事進捗(予定)率	%	%	%	100%
	工事費支払(予定)額	円	円	円	円
	工事費支払(予定)率	%	%	%	100%
事業費内訳	工 事 費 目	全体工事費(円)	対象外経費(円)	対象経費(円)	
	合 計				

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (その2) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(私立学校耐震補強の場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

学 校 法 人 名					
法 人 所 在 地					
学 校 名					
学 校 所 在 地					
敷地状況	面 積	㎡			
	所有関係				
事 業 名					
契約 (予定) 年月日	年 月 日	建物状況	構造階数		
着工 (予定) 年月日	年 月 日		建築面積	㎡	
完了 (予定) 年月日	年 月 日		建物面積	㎡	
工 事 費 内 訳	工 事 費 目	全体経費 (円)	対象外経費 (円)	対象経費 (円)	
	小 計				
補 強 計 画 策 定 費					
実 施 設 計 費					
合 計					

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (その3-1) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(私立学校応急対策の場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

学 校 法 人 名					
法 人 所 在 地					
学 校 名					
学 校 所 在 地					
敷地状況	面 積	㎡			
	所有関係				
事 業 名					
契約 (予定) 年月日	年 月 日	建物状況	構造階数		
着工 (予定) 年月日	年 月 日		建築面積	㎡	
完了 (予定) 年月日	年 月 日		建物面積	㎡	
工 事 費 内 訳	工 事 費 目	全体経費 (円)	対象外経費 (円)	対象経費 (円)	
	小 計				
補強計画策定費					
実施設計費					
合 計					

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (その3-2) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(私立学校応急対策の場合)

耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見

既存建物の耐震性能の評価	
補強設計と耐震性能の評価	
当該工事により建物の倒壊を防ぎ、生徒等が避難できる時間を確保しうる強度を得た延べ面積	m ²
診断を終了した日	診断・調査の実施者の資格及び氏名
年 月 日	印

様式第3号 (その4-1) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(私立学校非構造部材耐震対策の場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

学 校 法 人 名					
法 人 所 在 地					
学 校 名					
学 校 所 在 地					
敷地状況	面 積	㎡			
	所有関係				
事 業 名					
契約 (予定) 年月日		年 月 日	建物状況	構造階数	
着工 (予定) 年月日		年 月 日		建築面積	㎡
完了 (予定) 年月日		年 月 日		建物面積	㎡
工 事 費 内 訳	工 事 費 目	全体経費 (円)	対象外経費 (円)	対象経費 (円)	
	小 計				
耐震点検費					
実施設計費					
合 計					

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号(その4-2) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(私立学校非構造部材耐震対策の場合)

非構造部材の耐震点検を行った者の所見

非構造部材の耐震点検の結果

実施設計と対策実施後の評価

点検を終了した日

点検の実施者の資格及び氏名

年 月 日

印

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		算出基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

私立学校地震対策緊急整備事業計画変更承認申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立学校地震対策緊急整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称者 氏 名
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立学校地震対策緊急整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた私立学校
地震対策緊急整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

